

東報健発第 766 号  
令和 5 年 6 月 5 日

事業主 各位

東京都報道事業健康保険組合  
理事長 林 恭一

### 令和 5 年度 算定基礎届及び月額変更届の提出について

当健康保険組合の事業運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も算定基礎届の提出をお願いする時節となりました。

算定基礎届は、原則として 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの 1 年間の標準報酬月額を決定するための届出であり、納付いただく保険料額の計算や保険給付金の支給額の基礎となる重要な届出となります。

つきましては、令和 5 年度の算定基礎届の届出用紙を送付いたしますので、届書への正確な記載と提出期限の厳守にご協力をお願い申し上げます。

昨年、電子申請または磁気媒体、オリジナルの紙様式で提出している事業所については、届出用紙を同封しておりません。必要な場合は、適用課までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

なお、被保険者番号、氏名等を印字した届書は、令和 5 年 5 月 31 日までに事務処理を行ったデータを基に作成しておりますので、内容等のご確認をお願い申し上げます。

また、社会保険の手続きを社会保険労務士事務所等に委託されている場合は、貴事業所から、この通知の内容を必ずご連絡くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

円滑な事務処理にご協力いただきますよう何卒お願い申し上げます。

事 務 担 当 者 様

## 令和5年度「算定基礎届及び月額変更届」の提出について

令和5年度算定基礎届及び月額変更届の提出について、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 同封している書類について

- (1) 令和5年度「算定基礎届及び月額変更届」の提出について
- (2) 令和5年度「算定基礎届及び月額変更届」の記載要領について
- (3) 令和5年度「算定基礎届事務説明」の公開について
- (4) 電子申請のご案内「届書の申請は簡単便利な電子申請で!」
- (5) 「被保険者報酬月額算定基礎届」

※昨年度、算定基礎届を電子申請・磁気媒体・紙（オリジナル様式）でご提出した事業所につきましては、報道健保の印字届出様式は同封しておりません。必要な場合は、適用課までご連絡ください。

※令和5年5月31日処理完了分までのデータを反映しています。

- (6) 二以上事業所勤務者にかかる算定基礎届の提出について（該当の方がいる場合）

※該当の方がいる場合、選択事業所分の算定基礎届及び月額変更届を同封しております。

- (7) 「宛名ラベル」

今年度より「算定基礎届作成対象者一覧表」は同封しておりません。必要な場合は適用課までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

#### 2. 算定基礎届の提出について

- (1) 提出期限

**令和5年7月10日（月）必着 ※厳守※**

（健康保険法施行規則第25条による）

- (2) 提出方法

提出期間内に、同封の宛名ラベルを使用し「郵送」で提出してください。

#### お願い事項

- ・円滑な事務処理のために、宛名ラベルに記載以外の届書等は同封しないでください。
- ・当組合から算定基礎届の内容について電話でお問い合わせをさせていただく際に、確認作業を円滑に進めるために、例えば算定基礎届のコピーを取っておく等、算定基礎届の提出内容を把握しておいていただくよう、ご協力をお願いいたします。

（裏面に続く）

(3) 郵送提出先

〒104-8432  
東京都中央区築地七丁目6番1号  
東京都報道事業健康保険組合 適用課 宛

(4) 提出書類

■ 届出用紙で提出の場合

- ① 被保険者報酬月額算定基礎届
- ② 被保険者報酬月額変更届(令和5年7月改定分) ※該当者がいる場合のみ提出

※算定基礎届提出時においては、賃金台帳・出勤簿の添付を省略します。  
ただし、内容調査時に確認が必要な場合は依頼させていただきます。

届出上の注意

- ・当組合から送付している算定基礎届の用紙を使用しない場合(オリジナル用紙等)、  
正・副2枚複写のうち、副(算定基礎届決定通知書)は提出しないようご協力をお願いいたします。(当健保から送付している算定基礎届の用紙は、届出部分のみの単票用紙となっているため、副はありません。)
- ・二以上事業所勤務者在籍の事業所は、白紙(選択事業所分)を送付いたします。お手数ですが内容をご記入のうえご提出をお願いいたします。
- ・算定基礎届については、被保険者の氏名等を印字した届出用紙をお送りしておりますが、以下の条件にあてはまる人々の氏名が空欄または文字がぬけている場合があります。これらの人々につきましては、お手数ですが手書きにてご記入くださいますようお願いいたします。  
(ア)氏名にプリンタで出力できない漢字が含まれている人  
(イ)氏名の文字数が多い人(外国籍の人など)

■ 磁気媒体(CD、DVD)で提出の場合

- ① 磁気媒体総括表(算定基礎届分)
- ② 磁気媒体(算定基礎届分) ※提出磁気媒体はすべて返却いたしませんので、予めご了承ください。

お問合せ先

 東京都報道事業健康保険組合  
適用課  
電話：03(6264)0133

## 令和5年度「算定基礎届及び月額変更届」の記載要領について

算定基礎届及び月額変更届の記載要領について概略をご説明いたします。

なお、内容の詳細につきましては、説明動画を Youtube で公開しておりますのでご参照ください。

### 1. 算定基礎届（定時決定）の作成について

#### (1) 算定基礎届（定時決定）とは

被保険者が実際に受ける報酬と、すでに決められた標準報酬月額とが、大きくかけ離れないよう、毎年1回、事業所に使用される被保険者の報酬月額を届け出て、各被保険者の標準報酬月額を決定します。この決定を「定時決定」といい、その届出を「算定基礎届」といいます。  
(健保法第41条)

#### (2) 提出時期・提出方法

令和5年7月3日(月)～7月10日(月)必着

(健康保険法施行規則第25条による)

同封いたしました「宛名ラベル」を使用し郵送で提出してください。

※提出期限までにご提出がない場合、適用課職員から提出状況の確認のため連絡する場合があります。早期のご提出にご協力くださいますようお願いいたします。

#### (3) 算定基礎届の対象となる人

⇒ 7月1日現在の被保険者全員となります。

- ①5月31日以前に被保険者資格を取得した人
- ②7月1日以降に退職(資格喪失日7月2日以降)する人
- ③欠勤・休職中(産休・育休・介護休業を含む)の人
- ④海外勤務の人

※算定基礎届を提出後に、8月改定または9月改定の月額変更該当した人については、月額変更が優先されるため、別途「月額変更届」の提出が必要となります。

#### (4) 算定基礎届の対象とならない人

- ①6月1日以降に資格を取得した人
- ②6月30日以前に退職(資格喪失日7月1日以前)した人
- ③7月改定の月額変更届、産前産後休業、育児休業等終了時月額変更届を提出する人
- ④8月・9月改定の月額変更届、産前産後休業、育児休業等終了時月額変更届を提出する予定の人

## (5) 報酬とは

被保険者が事業主から労働の対償として受けるものすべてをいいます。下記の例はすべて報酬となります。

	取 扱 扱 扱
① 基本給・諸手当等	「総支給額」を記入してください。所得税・社会保険料等控除後のいわゆる「手取り額」ではありません。
② 通勤手当	通勤手当は100,000円までは所得税法上非課税とされていますが、健康保険・厚生年金ではこのような取り扱いがありません。金額にかかわらず、その全額を報酬として含めることとなります。 また、定期券や回数券で支給した場合は、それぞれの月数で割って1ヵ月あたりの額を求め、その額を報酬として含めることとなります。
③ 年4回以上の賞与	年間を通じて4回以上支給される場合には、合計額を12ヵ月で割り、1ヵ月あたりの額を求め、その額を報酬として含めることとなります。
④ 現物(食事・住宅)給与	現物支給に本人負担がある場合は、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」から本人負担分を差し引いた額を、事業所が通勤定期券や回数券を支給する場合は、1ヵ月当たりの額を「現物によるものの額」に算入します。
⑤ 消費税の取り扱い	定期券等・消費税額を含めた金額が報酬となります。

## (6) 算定に記入する報酬と月

算定基礎届に記入する報酬は、毎年4月・5月・6月の各月に実際に支払われた報酬が対象となります。その際に、その月の報酬を計算する基礎となった日数を「**支払基礎日数**」といいます。また、17日未満の月がある場合は、その月を除外して計算します。

## (7) 年間平均による保険者算定

4月～6月の報酬額をもとに算出した標準報酬月額が、過去1年間（前年7月～当年6月）の月平均報酬額によって算定した標準報酬月額と比べて2等級以上差があり、この差が業務の性質上、例年発生することが見込まれる場合、申し出により過去1年間の月平均報酬額によって算定することができます。詳しい手続き方法等については、日本年金機構ホームページをご参照のうえ、必要書類を作成し提出してください。

### 【添付書類】

(様式1)年間報酬の平均で算定することの申立書

(様式2)保険者算定申立に係る例年の状況標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等

※様式1・2は、日本年金機構ホームページよりダウンロードのうえ作成し提出してください。

## 2. 月額変更届（随時改定）の作成について

### (1) 月額変更届（随時改定）とは

毎年1回の定時決定により決定された各自の標準報酬月額は、原則として1年間使用されますが、昇給や降給などにより、報酬の額に大幅な変動があったときは、実際に受ける報酬と標準報酬月額との間に隔たりがないよう、次回の定時決定を待たずに報酬月額の変更を行います。これを「随時改定」といい、その届出を「月額変更届」といいます。（健保法第43条）

### (2) 月額変更届の提出が必要となる人

次の要件のすべてに該当する被保険者については、月額変更の届出が必要となります。

① 昇給や降級等の固定的賃金の変動または賃金（給与）体系に変更があったとき

② 変動月以後引き続き3ヵ月とも支払基礎日数が17日以上あるとき

③ 変動月から3ヵ月間の報酬の平均と現在の標準報酬月額に2等級以上の差があるとき

#### 月額変更届の必要の有無

##### ■ 早見表

↑ = 増額    ↓ = 減額

報酬	固定的賃金	↑	↑	↓	↓	↑	↓
	非固定的賃金	↑	↓	↓	↑	↓	↑
3ヵ月の平均額(2等級以上の差)		↑	↑	↓	↓	↓	↑
月額変更届の必要の有無		○	○	○	○	×	×

※早見表のとおり、固定的賃金の増額または減額と3ヶ月間の報酬の平均額の増額または、減額が一致し2等級以上の差が生じた場合、月額変更に該当することになります。

### (3) 固定的賃金とは

固定的賃金とは、基本給・家族手当・役付手当・通勤手当・住宅手当等、稼動や能率に関係なく、月単位などで一定額が継続して支給される報酬をいいます。

### (4) 非固定的賃金とは

残業手当・宿日直手当等、稼動や能率の実績によって支給される報酬をいいます。

## (5) 固定的賃金の変動とは

- ①昇給(ベースアップ)、降給(ベースダウン)があったとき
- ②給与体系の変更があったとき(日給から月給への変更など)
- ③日給・時間給などの基礎単価(日当、単価)の変更があったとき
- ④請負給、歩合給などの単価、歩合率の変更があったとき
- ⑤住宅手当、役付手当など固定的な手当が新たについたり、支給額が変わったとき

## (6) 変動月と変動月以後3ヵ月の届出

実際に昇給や降給などにより固定的賃金に変動があった月をいいます。

変動月が4月であれば、4月・5月・6月に支払った報酬月額により随時改定に該当するかどうかを判断します。該当した場合は、7月改定の月額変更届を提出します。

## (7) 支払基礎日数

各月に実際に支払われた報酬が対象となります。その際に、報酬を計算する基礎となった日数を「支払基礎日数」といいます。

なお、実際に出勤した日数と必ずしも一致しませんのでご注意ください。

例) 月給者の場合は、休日なども含めた暦日数が支払基礎日数となり、日給・時給者の場合は実際の出勤日数が支払基礎日数となります。

なお、この3ヵ月間に支払基礎日数が17日未満の月が1ヵ月でもあった場合は、随時改定に該当しません。

## (8) 2等級以上の差

現在の標準報酬月額と比較して、上位または下位に2等級以上の差が生じた場合月額変更に応じます。

例) (昇給) 150千円 → 170千円 (降給) 470千円 → 410千円

### 1等級でも月額変更届が必要となる場合

- ①標準報酬月額が133万円(第49等級)の人で、昇給等により3ヵ月間の報酬の平均額が仮定的な等級135万5千円以上となった場合、健康保険のみ標準報酬月額が139万円(第50等級・上限)に改定されます。
- ②標準報酬月額が139万円(第50等級・上限)で報酬月額が141万5千円以上の人が、降給等により3ヵ月間の報酬の平均額が135万5千円万円未満となった場合、健康保険のみ標準報酬月額が133万円(第49等級)以下に改定されます
- ③標準報酬月額が5万8千円(第1等級)で報酬月額が5万3千円未満の人で、昇給等により3ヵ月間の報酬の平均額が6万3千円以上となった場合、標準報酬月額は6万8千円(第2等級)以上に改定されます。

- ④標準報酬月額が6万8千円(第2等級)の人で、降給等により3ヵ月間の報酬の平均額が5万3千円未満となった場合、標準報酬月額は5万8千円(第1等級)に改定されます。

### (9)年間平均を用いた随時改定

定時決定と同様に、随時改定においても業務の性質上、繁忙期に残業が集中するなど、通常の随時改定では著しく不当になる場合で、次の①から④の全ての要件に該当する場合、年間平均を用いた随時改定の対象となります。詳しい手続き方法等については、日本年金機構ホームページをご参照のうえ、必要書類を作成し提出してください。

#### 【要件】

- ①「現在の標準報酬月額(※1)」と、「通常の随時改定による標準報酬月額(※2)」との間に2等級以上の差があること
- ②「通常の随時改定による標準報酬月額(※2)」と「年間平均額による標準報酬月額(※3)」との間に2等級以上の差があること
- ③「通常の随時改定による標準報酬月額(※2)」と「年間平均額による標準報酬月額(※3)」に生じる差が、業務の性質上例年発生することが見込まれること(※4)
- ④「現在の標準報酬月額(※1)」と「年間平均額による標準報酬月額(※3)」との間に1等級以上の差があること

※1 固定的賃金の変更があった月から3ヵ月目の標準報酬月額

※2 固定的賃金の変動のあった月以降3ヶ月間に受けた固定的賃金と非固定的賃金の平均額より算定した標準報酬月額

※3 以下ⅠとⅡを合算した額より算定した標準報酬月額

Ⅰ 固定的賃金の変動月以降3ヶ月間に受けた固定的賃金の平均額

Ⅱ 固定的賃金の変動月前9ヵ月と以降3ヵ月の12ヵ月間に受けた非固定的賃金の平均額

※4 一般的に、定期昇給時期に非固定的賃金が増加しているという実態が例年確認できること

#### 【添付書類】

- ・(様式1) 年間報酬の平均で算定することの申立書
- ・(様式2) 保険者算定申立、標準報酬月額の比較、被保険者の同意等

※上記様式は、当健保組合のホームページよりダウンロードのうえ、作成し提出してください。

### (10)産前産後休業・育児休業終了時改定

産前産後休業または育児休業等を終了し復職して、勤務時間短縮などの適用を受けたことで報酬額が低下した場合には、標準報酬月額が改定されます。

## (11)月額変更届における誤りやすい例

例 1 残業手当計算の基礎となる単価の変更(増額)に伴い給与支給額が増加し、従前の等級と比べて2等級以上の差が生じたが、非固定的賃金の変動のため、届出をしなかった。

### 〈正しい取り扱い〉

残業手当は非固定的賃金に区分されますが、残業手当の基礎単価の変更は固定的賃金の変動にあたるため、月額変更届に該当します。

例 2 7月に4月にさかのぼった昇給が発令され差額が支給されたが、4月を昇給のあった月として、4月・5月・6月の3ヵ月を算定対象月とした。

### 〈正しい取り扱い〉

昇給が遡及して発令され差額支給が行われた場合は、実際に昇給の差額が支払われた月を「昇給のあった月」とみなします。

この場合は、7月が変動月となり7月・8月・9月の3ヵ月間が算定対象月となります。

例 3 病気欠勤・長期欠勤等で固定的賃金が減少し、2等級以上の差が生じたので届出をした。

### 〈正しい取り扱い〉

このような一時的な勤務状態によって報酬額に増減を生じたときは、月額変更に該当しません。

例 4 3ヵ月の間に2度昇給があったため、2度目の昇給分を前2ヵ月分に加算して修正平均を出し、2等級以上の差が生じたので届出をした。

### 〈正しい取り扱い〉

それぞれの昇(降)給の都度、3ヵ月間を算定対象月として計算し、2等級以上の差が生じた場合、月額変更届により変更されます。

例 5 住居移転等に伴い月の途中で通勤手当が変更になった。変更あった当月は通勤手当を日割り支給し、翌月から1ヵ月分満額支給される場合、月額変更の変動月は当月と翌月どちらにすべきか。

### 〈正しい取り扱い〉

変動した通勤手当が満額支給された月を変動月とみますので、この場合翌月が変動月となります。

### 3. 算定基礎届及び月額変更届記載上の留意点について

#### (1) 算定基礎届の記入方法(届出用紙で提出の場合)

- ①算定基礎届は、必ず被保険者証番号順に記入してください。(月額変更届同様)
- ②事業主印は省略することができます。

#### (2) 算定基礎届の届書について

健康保険の届出用紙は単票様式です。

なお、記載事項が不鮮明な場合は、返戻する場合がありますので何卒よろしくお願  
いいたします。

#### (3) 算定基礎届書「備考欄」の記入方法について

- ①2等級以上差がある方は、備考欄に残業の増(減)など理由をご記入ください。
- ②産休中の方は、備考欄に〇年〇月〇日より産休とご記入ください。
- ③育休中の方は、備考欄に〇年〇月〇日より育休とご記入ください。
- ④令和5年4月1日以降に資格を取得した方は、備考欄に取得日をご記入ください。
- ⑤パート・アルバイトの方は、備考欄にパート・アルバイトとご記入ください。

#### (4) 7月改定の月額変更届の提出について

「算定基礎届」と一緒にご提出ください。

#### (5) 電子申請での提出について

当組合では、電子申請での提出を推奨しています。

届書の申請方法にあたっては、別添「届書の申請は簡単便利な電子申請で!」をご参  
照ください。

#### (6) 個人番号<マイナンバー>について

算定基礎届および月額変更届には、決して個人番号を記載することのないようお願い  
いたします。

#### (7) その他

健康保険と厚生年金保険(厚生年金基金)では、標準報酬の最低・最高月額等級が下記  
のとおり異なります。

健康保険	(最低) 58 千円	厚生年金	(最低) 88 千円
	(最高) 1390 千円		(最高) 650 千円

このため、「88千円」以下または「620千円」以上の標準報酬月額で、2等級以上の差  
がある場合、報道健保には「月額変更届」、厚生年金保険(厚生年金基金)へは「算定基  
礎届」を提出していただく必要があります。

#### 4. 健康保険標準報酬月額保険料額表

当組合ホームページよりご確認ください。

#### 5. 厚生年金保険分届書の配布及び厚生年金保険の回送について

番号法制度の導入に伴い、厚生年金保険の届書は、当組合から配布していません。  
したがって、厚生年金保険分届書は、日本年金機構から送付される届書をご使用ください。  
また、提出にあたっては、番号法の規定により健保組合を経由できませんので、厚生年金保険分届書は、日本年金機構各事務センターに直接ご提出いただきますようお願いいたします。

お問合せ先



東京都報道事業健康保険組合  
適用課

電話 03 (6264) 0133

# 令和5年度「算定基礎届事務説明」の公開について

令和5年度の算定基礎届事務説明動画をYouTubeで公開いたしました。  
算定基礎届および月額変更届の作成にぜひご活用ください。

## 動画の内容

- 定時決定と算定基礎届について
- 標準報酬月額について
- 一般的な記入例
- 随時改定と月額変更届について
- 報酬月額の計算方法  
など約10分程度

## 動画の視聴方法

「イチ押しTOPICS」から  
令和5年度「算定基礎届事務説明」  
の公開についてをクリック。



アンケートにご協力お願いいたします。

来年度の算定事務説明会の実施方法についてご希望はございますか。

- 動画形式（今年度同様）
- 会議室等の会場またはオンライン（ZOOM等）での説明会
- その他（ ）

ご回答ありがとうございました。

動画ご視聴後の問い合わせ・アンケートは、下記メールアドレスにお送りください。

Eメールアドレス：[\\_hd-tekiyou@houdou-kenpo.jp](mailto:_hd-tekiyou@houdou-kenpo.jp)

お問合せ先

 東京都報道事業健康保険組合  
適用課

電話：03 (6264) 0133

# 届書の申請は 簡単便利な電子申請で！

## メリット1 手続き作業の 短縮化！

届書の印刷・記入の手間が  
省け、簡単に手続き！

## メリット2 セキュリティの向上 が図れます。

書類の持参や郵送がなくなるので  
盗難や紛失の心配がありません。

## メリット3 コストの削減！

届書申請のための  
郵送費がカットできます！

## 電子申請を はじめましょう♪

ステップ1

### 人事・給与システムが電子申請対応かを確認。

人事給与システムとマイナポータルを申請APIで連携していただく  
ことが必要です。

ステップ2

### 「G-BizID」のアカウント取得。

G-BizIDとは1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセス  
できる認証システムです。IDとパスワードは無料で  
取得いただけます。

〈照会先〉gbizID公式サイト(<https://gbiz-id.go.jp>)

ステップ3

### 届書プログラムのダウンロード。

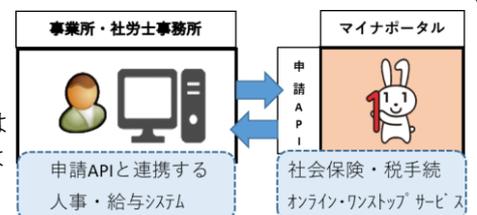
日本年金機構の「届書作成プログラム」より  
無償でダウンロードいただけます。

〈照会先〉日本年金機構HP(<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>)

ステップ4

### 人事・給与システムから「届書作成プログラム」 で作成したKPDFデータを電子申請。

日本年金機構の「届書作成プログラム」で作成したデータ（KPDF）は  
「届書作成プログラム」自体から直接マイナポータルへの電子申請は  
できません。人事給与システムにて電子申請できるようにご対応を  
お願いします。



#### 事前に準備するもの

①スマートフォン(携帯電話)  
ワンタイムパスワードを  
SMSで受信します。



②印鑑(登録)証明書と登録印  
申請書に押印の後、印鑑(登録)  
証明書とともに運用センター  
に送付します。

